

# 令和5年度第2回 船橋市青少年問題協議会

## 議事録

令和5年11月7日（火）

午前9時59分～11時07分

船橋市役所6階 602会議室

### 1 開会

### 2 議題

(1) 青少年を取り巻く環境と課題について

・船橋東警察署

・ふなばし地域若者サポートステーション

(2) 暑さ指数に応じた熱中症対策について

(3) 不登校児童生徒の対応について

(4) 第56号青少年だよりについて

### 3 報告事項

・令和6年船橋市成人式について（社会教育課）

・その他

午前9時59分開会

○事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

初めに、資料の確認をさせていただきます。本日配付いたしました資料は、「次第」、「席次表」、ホチキス2枚留めの「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」、「船橋市青少年だより（第55号）」、「令和6年船橋市成人式開催要項」の5点となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、本日の委員の出欠状況でございますが、社会教育委員代表の草野副会長、青少年センター運営協議会会長の加瀬委員より、欠席のご連絡を受けております。また、船橋警察署長の石田委員及び船橋東警察署長の滝口委員は欠席されておりますが、それぞれオブザーバーといたしまして、船橋警察署の遠藤生活安全課少年係長、船橋東警察署の金子生活安全課長にご出席をいただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第26条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから、傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市のホームページで公表することとなります。そのため、議事録署名人となる委員2名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、同条例第5条第1項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

おはようございます。それでは、ただいまより令和5年度第2回船橋市青少年問題協議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

併せてご挨拶させていただきます。

本日は、悪天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。本当にご多用のところ、ありがとうございます。前回7月に開催しましたけれども、その頃、既に夏本番という気候になっておりまして、また9月いっぱいまで30℃近い日が続いておりました。本当に皆様、大変な思いをされたのではないかと思います。本日の会議につきましても暑

さに関連した議題も予定されております。今朝の突然の天候の変化等、やはり自然環境への対応も子供たちの成長に関してとても大切な要素になっていると思います。

本日の会議、どうぞよろしく願いいたします。では、座って進めさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

議題（１）「青少年を取り巻く現状と課題について」です。

今回は船橋東警察署及びふなばし地域若者サポートステーションから青少年を取り巻く現状と課題などについて、ご報告をいただきたいと思います。ご質問は２団体にご報告をいただいた後にお受けしたいと思います。

それでは、初めに、船橋東警察署からお願いできますでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○滝口委員代理（船橋東警察署 金子生活安全課長）

おはようございます。船橋東警察署生活安全課長の金子と申します。すみません、風邪をひいておりまして喉がやられておりますので、聞きづらい点があると思いますが、現状と課題として発言させていただきます。座らせていただきます。

現状としましては、まず数字の関係になります。少年事件の数と補導の関係でございます。

事件の数につきましては、９月末現在の数字ですが、船橋警察署管内で２６件、船橋東警察署管内で２５件と、前年とほぼ横ばいの状況でございます。船橋東のほうではプラス３件とやや微増という状況になっております。

補導の件数ですが、これも前年と同様の横ばいでございます。船橋警察署管内では３５０件、船橋東警察署管内では２４３件の補導件数となっているところでございます。

主な犯罪としまして、これは船橋東署管内の特徴になるのですが、今現在、当署管内で自転車盗が前年比プラス１００件発生しておりまして、加えてオートバイ盗も前年に比べて悪化している状況で、件数的には１５件弱ですが、前年に比べて多く発生している状況でございます。

これに併せまして、少年の犯罪の入り口ではないですけれども、ゲートウェイ犯罪と呼ばれる自転車盗で検挙される少年が非常に増えているところでございます。年齢的には中学の２、３年生と高校の１、２年生が非常に多いところでございます。オートバイ盗につきましても、一部少年が絡むもの、原付を狙ったものになりますけれども、特に通信制の高校に通う者が多いのですが、これに伴って無免許運転や、交通事故を起こして事故不申告で逃走するというような案件がちらほら耳にするところでございます。

併せまして、今、船橋東署管内で多く発生しているのが恐喝の事件でございます。高校２、３年生が高校１年生とか中学３年生を対象にして因縁をつけたり無理やりバイクを買えとか、そういったところから恐喝事件に発展するというものが多く発生しております。

そして、これも捜査中のものですが、SNSで女性の素振りをして接触を試み、来た人間を恐喝するという美人局の事案、こういった恐喝の事件が当署管内で多く発生している

ところでございます。

続きまして、特殊詐欺、いわゆるオレオレ詐欺等の受け子、出し子の関係でございます。実際に当署管内でも逮捕された人間がおります。当署で逮捕したわけではないのですが、そういった受け子、出し子に加担をして、他県警で逮捕されるという事案も発生しておりますし、逆にうちのほうで現場設定をして現行犯逮捕した者の中にも県内の高校生が含まれております。実際にオレオレ詐欺とかこういった事件に少年が絡む、いわゆる闇バイトであったり、「運ぶ仕事」「高収入」「短期間のバイト」、そういったSNSの募集を見て加担してしまっているケースが散見されるところでございます。

課題としましては、こういったSNSの問題ですね。かなりこれに起因することが多くて、やはりツイッター、インスタグラムなどを通して闇バイトの書き込みを見て応募してしまう。応募するときには当然身分証明書とかの提出も求められます。求められた段階で、それをオレオレ詐欺のグループに、個人情報ばらされたくなかったら犯行に加担しなさい、オレオレ詐欺をやりなさいよという形で、逆に脅しを食ってしまっただけで犯行に加担する。純粋に高収入を得るために加担している少年というの、いるのはいます。

併せてSNS、恐喝の話もそうなのですが、これを通して第三者の見ず知らずの者に恐喝をしてお金をだまし取る、巻き上げるといふことも頻発しておりますので、警察としましては、中学校、高校に対するSNSの教育、これを推進していきたいと考えております。

今現在、防犯講話等でもSNSの話については大分させていただいてはいるのですが、県警本部サイバー犯罪対策課というのがあります。SNSの教育に関してはスペシャリスト、詳しい部分まで教えられるところもあります。教育関係者の方がおられましたら、そういった要請を出していただければ講師を派遣することも可能ですので、どんどん使っていただければと思います。

現状と課題については以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

続きまして、ふなばし地域若者サポートステーションからよろしくお願いいたします。

○本庄委員

おはようございます。ふなばし地域若者サポートステーション所長の本庄と申します。よろしくお願いいたします。

ふなばし地域若者サポートステーションですが、厚生労働省、船橋市、習志野市委託の就労支援施設でございます。対象年齢が15歳から49歳の現在無業の方が対象になっております。現在無業の方が基本ですが、定時制・通信制高校などに通学の方は利用が可能です。もう一つ、全日制に通っていらっしゃる学生さんは卒業年度の1月からの利用が可能です。

キャリアコンサルタントと教員免許保持者、臨床心理士などを中心とした相談体制を敷

いておりまして、個人面談とグループワークでその方の就労に向かって支援をしていくというスタイルでございます。

グループワークですけれども、開所日は毎日午前と午後で何かしら行っておりまして、バラエティに富んだ内容になっております。今現在その方のいるステージから始めて、就労に向かってつながっていくことができます。

ハローワーク、ジョブカフェその他とも横のつながりを持っておりまして、就労に近い方はハローワークなどにどんどん紹介していくというような流れになっております。

本年度の数字のお話です。4月からこの10月までですが、厚生労働省から言われている年度目標というのがあります。1年間で160人の方を新規登録させなさいというのがあるのですが、10月の終わりの時点で177名の方の新規登録がございます。一方、出口のほう、進路決定ですが、どこかしらに働いていたり、進学なども含まれていきますけれども、これが厚生労働省の言う年度目標96名のうちの、10月までで79名が何かしらの進路決定をされているということになっております。

また、ご本人の支援だけではなく保護者の方のための支援も行っており、保護者相談ですとか保護者サポート講演会というものを行っております。私ども、本年度4月からこちらに入ってきたものでございまして、まだ保護者の方の相談というのが少し少ないように感じております。なので、もしそのよう方がいらっしゃいましたら、ご紹介などをしていただけるととてもうれしいです。

進路決定の話に戻ります。どんなところで働いているのかということになりますけれども、一番多いのが生活関連サービス、要するに清掃業が全体の進路決定のうちの19%です。その次に多いのが卸売・小売の店舗で働いているのが14%、その次が運輸業になっていきます。掃除をしたり、お店のバックヤードや運輸業の倉庫内作業であったり、その辺りが多くなっているような数字になっております。

職場体験というものも行っておりまして、企業様にご協力をいただいて、計5日間になります職場体験を行っております。今年度に関しましては、10月までで5名が職場体験に行かせていただいて、そこでマッチングがうまく取れるようであれば応募につながる流れをつくることはできるのですが、応募にはなかなかつながっていません。ここがうまくつながるようになると、よりよろしいのかなと思っております。

こちらは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。ただいま2団体からご報告を頂戴しました。委員の皆様からご質問、ご意見等賜りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

そうしましたら、私のほうからお伺いさせていただきたいと思うのですが、船橋東警察署さんから、恐喝というお話がありました。我々の頃は、もう40年ぐらい前ですけれども、多かったように思いました。例えばどれぐらいの件数が認められるのでしょうか。

○滝口委員代理（船橋東警察署 金子生活安全課長）

一概には言えないところではあるのですが、10月末現在で、本人の同じグループでの犯行、いわゆる余罪という部分を含めまして10件ぐらいは発生しています。1対1での恐喝というのは、ほぼないです。やはり多人数が絡む、グループで徒党を組んで行う犯罪が非常に増えているという状況でございます。

○議長（丹羽会長）

4月からということよろしいですか。

○滝口委員代理（船橋東警察署 金子生活安全課長）

1月からです。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

そのほかにどなたかありませんか。よろしくお願いします。

○小出委員

社会福祉協議会の小出と申します。

先ほど特殊詐欺のお話がありまして、現在の高校生も逮捕されるということがあったのですけれども、よくニュースなんかで、出し子とか受け子というのは、とかげのしっぽ切りではないですけれども、一番末端ということがよくニュースで報道されています。このケースで主犯格的なところまで捜査が行ったとか、アジト的な場所の特定とか、そういったところはどうなっているのか、もしお話しできればお伺いさせていただければと思います。

○滝口委員代理（船橋東警察署 金子生活安全課長）

当然しゃべれない部分もある中ですが、少年が加担している事件で上までつながったということに関しては、はっきりとはしていません。ただ、実際問題、受け子を捕まえて、その上層部であったり、受け子がいれば掛け子、電話をする人間のアジトを突き止めて捕まえているというのは県警でもある話なので、一部は上までつながっているという状況でございます。

○小出委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

やはり上のほうは、下で問題が起きれば突き放すとか切られてしまうばかりで、本当に誰かよく分からないまま犯罪を起してしまうなんてこともあるようですので、何とか皆さん方で、うまい話には乗るなというようなことを広めていただければと思います。

ちょっとの労働でお金をいただくというのでしょうか、子供たちはタイパ（タイムパフォーマンス）というような言葉を使って、ドラマを見るのにも1.5倍速ですとか2倍速で見るような、とにかく時間で労働と言いますか、利益を得ようというような気持ちが多いと思います。その中で甘い話に乗らないという大人のアドバイスが重要ではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、サポートステーションさんのほうにお聞きしたいのですが、例えば保護者の相談という言葉がありましたけれども、「うちの子がなかなか仕事に就かなくて困っているんだよ」というようなときに保護者のほうからご相談があって、就労につなげていくというような話でありますでしょうか。

○本庄委員

基本的にはそのような相談が多くなっております。「ずっとうちにいちゃっているんですけど、どうしたらいいですかね」というお話が多いです。そのような場合は、おうちでふなばし地域若者サポートステーションのお話をまずしていただくということになります。一番いいのはご本人が来所されるということですので、そこをまず当面の目標にすることになります。

もう一つのパターンですけれども、保護者の方が、「うちの子アルバイトをずっとしているのだけど、正社員になるにはどうしたらいいかしら」、そういうご相談も承ることがあります。今現在アルバイトで働いているので、そこをどういうふうに正社員に転換していくのかという支援方針になっていきます。そのパターンが多いです。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。そうしたアルバイト等の働き方について、やはり生活保障の部分が、もちろん元気で働けるうちは全く問題ないと思うのですが、何かあったときの保障等が手薄なところがまだまだあると思いますので、そうしたことでサポートしていただければありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

また、委員の皆様もそういったことをお広めいただいて、ぜひサポートステーションのご利用を活発にいただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにどなたか。

○青木委員

青木と申します。闇バイトについて1点ですけれども、最近、私も地下鉄などで「闇バイトはいけませんよ」などの広告を見ることがありますが、ツイッター等で「高収入」などのハッシュタグで検索すると、それ以上に勧誘の勢いがすごいというのを感じています。警察署によって多分対応が違うと思います。時々、警察署の担当の部署がその勧誘の投稿にリプライをする対応を取っているところもあると思いますが、どうしても元の投稿が残っているとそれに引っかかってしまう若い人がいると思うんですね。それを警察のほうで元の投稿を削除する権限というのはないのでしょうか。

○滝口委員代理（船橋東警察署 金子生活安全課長）

そこに関しては、はっきり言ってないです。あくまで違法情報として情報提供をして、ツイッター、インスタグラムの元の会社に言う。また、ツイッターは自主的にそういったものを見ているというのもありまして、児童ポルノのところにはアメリカが元会社なので非常に敏感で、アカウントを削除するというのもあるのですけれども、こと闇バイトになると文言で拾い切れない部分があると思うんですね。当然、ツイッター上には「受け子を

やりませんか」という文言は書かないわけで、高収入の配送の仕事とか受け取りの仕事という書き方をするので、そこは警察官が見れば当然分かりますけれども、一般企業の方が見てこれを違法情報として認識するかとなると、なかなかそこは難しい状況でございます。警察としてもなかなか捜査ができない部分があるという現状でございます。

○青木委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

闇バイトの情報という言葉聞くたびに、闇じゃなくて犯罪バイトだろうと常々思いますが、闇ということでソフト化してしまっているような部分が残念なところだと思っております。

ツイッター、今はXという会社になりましたけれども、今回の戦争についてもいろいろな嘘の情報が流れて世の中を混乱に陥れているということもあると思いますので、やはりこれも子供たちにSNSの危険性といいますか、それが真実かどうか分からないということ、強く我々が教えていくというのはちょっとおこがましいですけれども、伝えていくということが必要なのではないかと思います。ありがとうございました。

そのほかにいかがですか。お願いいたします。

○桜井委員

地域若者サポートステーションにお伺いします。先ほどの就業体験の企業さんとか、就職するときに受け入れてくださる企業さんの開拓というのも、様々ご苦労があるかと思えます。就職する上で、清掃業ですとか卸売、小売、運輸という業種が多いということですが、昨今この経済状況の中、受け入れてくださる企業もなかなかいらっしやらないかもしれないので、そういったところの現状をお伺いさせていただきたいと思えます。また、そこについての課題、何か解決できる方法があれば教えてくださればと思えます。

○本庄委員

企業開拓についてですけれども、今、企業説明会というものが各地で行われております。そこにうちのスタッフを行かせて企業さんと直接お話をします。ふなばし地域若者サポートステーションはこういうところですが、まず職業人講話に来ていただけますかと。要するに会社紹介です。当所の施設に来ていただいて、会社の紹介をしていただきます。それを聞いた利用者が興味を持った場合、職場見学というものができます。職場見学だと大体1時間ぐらいで終わってしまうものなのですが、もう少し踏み込みたい場合に職場体験というものになります。

という企業開拓をしているのですが、今日もこの時間に職場見学2か所行っています。企業開拓に関しましては、まずはハローワークに登録をされている企業さんということになります。サポートステーションからの斡旋・紹介というのはやってはいけないことになっていますので、まずはハローワークに登録をしているということが条件になってくるの



ですが、皆さん大体ハローワークに登録をされております。

今現在、人がいつも足りないとおっしゃっているのが介護の業界ですとか建設ですけれども、その辺りはこちらの就労を希望する人もやっぱり少ない状況で、いわゆるきつい仕事のようなものになってきますので、その辺のミスマッチが起きているというようなことはここ数年感じていることでございます。

○桜井委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ほかにはどうでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、先に進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議題（２）「暑さ指数に応じた熱中症対応について」に移ります。

今年の夏は大変暑く長い夏となりました。毎日暑さ指数が発表されておりましたけれども、この指数に応じて市内の学校あるいは団体さんなどで、どのような対応が取られているかということをお示しいただけたらと思います。

まずは、市内の学校及び体育施設における対応につきまして、担当部署よりお話をお伺いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○保健体育課長

保健体育課、吉田です。よろしく願いいたします。

「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」をご覧ください。

まず、熱中症警戒アラートですが、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動を促すため、環境省、気象庁から熱中症警戒アラートが発表される情報となります。ですので、これはあくまでも予測値という形で発表されることになります。

ちなみに、令和5年の7～8月の2か月間、千葉県で熱中症警戒アラートが発表されたのが28回でした。船橋市では10回ちょっとでしたので、船橋市と千葉県というふうに比べると多少違いがあるかなと。なぜこの違いがあるかということ、千葉県の場合は千葉県内のどこかで基準値を超えた場合に熱中症警戒アラートが発表されます。船橋市の場合は、広く周知するために千葉県と同じことを発表しているのですが、学校におきましては、熱中症警戒アラートが発表されてしまいますと一切活動ができなくなってしまいますので、より実態に合わせた暑さ指数で取り組んでおります。

ですので、当日の朝、保健体育課が船橋市のホームページで船橋市の観測地点での暑さ指数の予測を確認し、暑さ指数が31℃以上の予測値を確認した場合には、当日9時頃に保健体育課から全校にファックスを送信しております。なお、学校には、もっと早く活動を始める場合もありますので、環境省のLINEアプリを活用して、熱中症警戒アラート情報配信で早めに情報を得ることをお勧めしております。こちらの情報とファックスで出す情報

は同じものですので、そこに隔たりはありません。

ちなみに、暑さ指数が33℃を超えた場合には活動を中止しております。また、暑さ指数が31℃～33℃の場合には、運動は原則中止となっているのですが、これも場所によってかなり暑さ指数の差がありますので、実測を学校で測ってもらって、その上で最終的には校長先生の判断、またはこの5つの条件が整っていれば、やることは可とすることにしております。

説明は以上となります。

○生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課でございます。

船橋市の運動公園や法典公園、船橋アリーナ、武道センターなどをご利用の方々につきましては、こまめな水分補給でありますとか、適度な休憩をお取りいただきまして、熱中症対策を講じながらスポーツ活動を行っていただいているところでありますが、施設側の予防対策といたしましては、熱中症対策のポスター掲示を行ったり、熱中症警戒アラートが発令された場合につきましては、当日の受付時などに口頭による注意喚起を行っております。また、熱中症警戒アラートを受けて当日使用を中止された場合につきましては、利用料の還付も行っているところでございます。

また、先ほどもありました暑さ指数を測る測定器につきましては、有人施設であります船橋アリーナ、武道センター、法典公園、運動公園につきましては、今年の夏に入ります前に測定器を各施設にお配りして導入しました。こちらの施設につきましては指定管理者が管理しているところでございますので、指定管理者には活用いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま担当部署からご説明をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等賜りたいと思いますが、どなたかございませんでしょうか。

よろしく願いいたします。

○早川委員

自治会連合協議会の早川です。

今ご説明いただきまして、確かに今年の夏の暑さは大変こたえたかと思えます。各教室、体育館の現在のエアコンの設置率はどうなっているのか、教えていただければと思います。

○議長（丹羽会長）

お答えいただくことはできますでしょうか。

○日高委員

学校教育部長です。

今のご質問ですけれども、まず学校の普通教室、児童生徒が活動する教室には全てエア

コンが市内全校に入っております。また、体育館につきましては、今現在エアコンはどこも設置はされておられません。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。早川さん、よろしいですか。

○早川委員

ありがとうございました。夏の部活で体育館に私なども時々入らせていただいていますけれども、あの暑さは尋常ではないかと。全部開け放してやってはいるのですが、今後の見込みというのか、ああいうところにはエアコンの設置というのは難しいのでしょうか。

○日高委員

本当に今おっしゃるとおり、今年の夏は異常な暑さで、アラートも出て、子供たちが活動をストップというような日が何日かございました。そういうことも受けて、体育館のエアコンについては、今後できる限り積極的に早めに設置を検討していく必要があるだろうということで、今動き出しているところではございます。

○早川委員

ありがとうございました。

○山崎委員

スポーツ協会の山崎と申します。

今の関連で、体育館のエアコンでございますが、今現在、船橋市で大きな体育館は、アリーナと夏見の体育館がございます。アリーナのほうはエアコンがございまして、夏見の体育館はまだついてございません。その関係で、先般、議会のほうでも川井議員が質問されたと思います。

私どもスポーツ協会といたしましても、夏見の体育館にエアコンをつけていただくよう市長宛てにご要望を出させていただきまして、一応、調査検討していくというご回答はいただいております。ただ、近年の暑さというのは今年だけではなくて、市民大会等を行いますと毎年ひどくなってございます。今年の場合ですと、私どもの市民大会は9月23日に行いましたが、昔ですとそのときはエアコンを使わなくて済むのですが、開会式のときに2～3名倒れました。急遽アリーナでつけるようなことが発生しているのが実態でございます。

今このようにアラート対応基準とか運動する者の努力でなっていますが、それより現在はどんな暑いときでもできるような体育館の施設設備をお願いしたいと思っております。例えば夏見の体育館だと、これは公園緑地課さんの担当なのかどうか存じませんが、市長からの回答では調査検討していくという形で先般いただきました。その後進展しているのか、現状をご報告いただければありがたいと思います。

○公園緑地課長

公園緑地課でございます。皆さんおっしゃるように昨今の気象の状況を見ますと、公共施設の空調設備というのは大変重要だと考えています。ご質問のありました運動公園の体

育館のエアコンにつきましても、ご要望をいただいております。ただし、体育館の大空間の空調になりますので、効率的な空調の運転や断熱性能など、基礎的な調査をまずさせていただいた上で、それと併せて、他市も同じような空調の実績等がございますので、他市の事例等も検討しながら、安全にご利用いただけるような施設の設置について、検討をこれから進めていきたいと考えているところでございます。

○山崎委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ほかにはよろしいでしょうか。

○小出委員

実際今年の暑さで熱中症になられた児童生徒さん、また市民の方というのはいらっしゃるのかどうか、もし数字をつかんでいるようでしたら教えていただければと思います。

○保健体育課長

保健体育課です。

今手元に確実な数字はございませんが、緊急搬送された例はございました。

○生涯スポーツ課長

生涯スポーツ課でございます。

具体的な数字はつかんでいないところでございますが、運動公園など指定管理者におきまして、熱中症で具合が悪くなった方につきましては、一旦冷房の効くお部屋にご案内して安静にさせていただいて、その後回復をしていただいた、もしくは救急搬送した事例があったということは聞いてございます。

○小出委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

本当に命に関わることでございますので、積極的なそういった対応を取っていただければと思います。また、話によると、夜の間にはしっかり自分の熱を取っておくことも大事だということもあるようですので、施設の充実と、また我々個人個人が熱中症の怖さというものをちゃんと知って対応するということが大事なのではないかと思っております。

協議会ですので、各団体における対応について、委員の皆様が所属されている団体で対応を取られているようなものがありましたらご教示をいただければと思うのですが、どうかございませんでしょうか。

○村木委員

青少年相談員の村木といいます。

青少年相談員のほうは、7月28、29、30と2泊3日のキャンプ企画というのを毎年やっているのですが、昨年度は千葉県の海上というところで開催しました。そのときは結構熱中症の症状が出て、10人ぐらいは冷房の効いている部屋で休憩するということがあって、

その反省も踏まえて、今年はキャンプ場自体を涼しいところを選ぼうということで、山梨県立の八ヶ岳少年自然の家というところを選択しました。こちらは標高1,500メートルという高いところにあるので、夏でも平均気温が高くても29℃、むしろ夜は15℃ぐらいで、防寒具も持ってきてというぐらいの案内をして過ごしていたということです。

あとは、レクリエーションというのをするのですが、その際には、ハイキングを30分ぐらいした後に、ソフトクリームのおいしいのを食べようということでそういうのを食べたり、キャンプ場内でレクをするときも、ジャグといってお茶をつくって自由に飲めるように設定したり、十分に休憩も取るようなスケジュールにしています。

先ほど睡眠のお話もあったのですが、看護師から指導を受けていて、バス内でのレクリエーションの際にもあまり盛り上げ過ぎないというか、ちゃんと寝る時間を確保してくれという指導を受けていて、レクリエーションは休憩時間をちゃんと取るようにしています。朝も早く6時出発なので、十分食事をとる時間を取ったり、寝る時間を取ったり、バス内の移動中も工夫をするというようなことを行っています。

以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。やはり体調をまず整えるということが熱中症に勝つ一つの手段ではないかと。

そのほかの団体はいかがでしょうか。お願いいたします。

○山崎委員

今どのような対策を取っているかということでございますが、私ども市民大会などに関らせていただきまして、毎年教育委員会さんのほうから対策とか指導とか、そういうパンフレットから何から全部いただきますので、それを各52団体全部にホームページを通して配布したりメールでやったり、その徹底は図ってございます。

それと、ごめんなさい、言いたいことが分からなくなってしまったので、また後で言わせていただきます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。また最後に、もしあるようでしたらご教示いただければと思います。

お願いいたします。

○野口委員

スポーツ推進委員協議会の野口です。

私どもの事業はほとんど学校の施設を借りていますので、この夏、体育館においては私の地区のほうですとバレーボール大会を大体8月～9月、8月はちょっと厳しいので9月初旬に持ってきましたが、やはり熱中症になられたと思われる方が2～3名いらっしゃいます。窓を全開にしていますが、暗幕をしないと日差しが気になるということもあって、いずれにしても換気があまりよくない。

熱中症になられた方に対しては、学校体育館に冷風機が設置されていると思いますけれども、そちらのほうで当たっていただいて、あとは休憩と水分補給というようなことをしております。指導のほうは教育委員会のほうからいただいておりますので、実際どうするかというのは現場の担当の者が判断するということですが、気候とか状況を踏まえながら、事業の時期の見直し、その辺もしなくてはいけないのかなと考えております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

○山崎委員

すみません、先ほど言い忘れてまして、市民大会のときですが、各団体にこちらから口頭をお願いしているのですが、救護体制をちゃんと取るようにと。起こることを想定して専門の方を必ず配置していただくように、そのようには依頼してございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。そのほかには、いかがですか。

いろいろな対策をしていると思いますが、最後に山崎さんがおっしゃっていただいたように、救護体制というのは何よりも大切で、起きてしまえば一刻も早く対処していただいて安全に進めていただくのが大事だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、熱中症の関係につきましては以上で終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。ほかにありますか。お願いいたします。

○保健体育課長

先ほど、熱中症の事故の件数について質問されていて、資料がありましたのでお答えします。7月～8月になりますが、15件ほどございました。うち7件が緊急搬送されております。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

この件につきましてのご意見、ご質問等は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思います。議題（3）「不登校児童生徒の対応について」です。

こちらにつきましては、前回の会議でも「市内小中学校の不登校児童生徒の現状と対策について」という議題に基づきまして担当部署より説明がありましたけれども、引き続き加えていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○総合教育センター所長

総合教育センターです。よろしく願いいたします。

不登校児童生徒の対応というよりは、当センターの行っている支援の内容についてご報告いたします。

当センターでは、教育相談班が教育相談を行っており、不登校に関する相談も受け付け

ております。相談は電話か面接による相談を行います。面接相談は親子で来所していただき、親担当と子担当の2名の相談員がそれぞれ面接を行う体制を取っております。

令和5年度4月から9月末までの相談件数は、電話相談も面接相談も前年度より増加しており、9月末現在で電話相談が455件増の1,256件、面接相談が157件増の674件です。

主な相談内容の割合は、不登校関係が42%、性格や行動関係が39%、知能や学業に関する内容が11%です。学校種別に見た近年の傾向といたしましては、小学生の相談が増加しており、悩みを持つ子供たちの低年齢化を感じております。

次に、峰台小学校内にあるサポートルーム「ひまわり」についてご報告いたします。

ここでは午前コース、午後コース、1日コースを設置しており、不登校になってしまった児童生徒の生活のリズムに合わせて通所させております。目的としましては、将来の社会的自立に向け、個別学習、創作活動、スポーツなどを行っております。

現在、小学生35名、中学生35名の通所を受理しております。また、見学や体験を希望する児童生徒が非常に多くなっており、今後さらなる増加が予想されております。

なお、来年度は古和釜中学校内に新たなサポートルームを設置し、市内北部地域の児童生徒の支援をしていく予定でございます。

次に、スクールソーシャルワーカーについてです。今年度よりスクールソーシャルワーカー10名を拠点校配置にしたことにより、問題の早期発見、早期対応につながっていると思っております。令和5年9月末までに184件の申請を受理し、学校や関係機関等と連携し対応をしております。

最後に、NPO法人さざんかの会「夢のふなっこ」についてです。

夢のふなっこでは、外出できなくなってしまった児童生徒に対して、家庭訪問を中心に外出や通所につながるよう支援をしております。9月末現在で、家庭訪問97件、学校訪問13件、面接相談75件、電話相談237件を実施しております。また、21名の児童生徒が通所し、学習支援を受けております。

内容については、第1回目に報告した内容と重なる部分もありますが、現状の数字等も併せて再度報告させていただきました。

#### ○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

#### ○青少年センター所長

それでは、引き続き、青少年センターでの対応についてお話をさせていただきます。

前回もお話ししましたが、相談活動として電話、来所、訪問活動を日常的に行っているところです。その相談活動の中に、不登校児童生徒の人間関係づくり、自立へのきっかけ、生活改善を図るということを目的とした一宮ふれあいキャンプについて、本日はお話しさせていただきます。

このキャンプは昭和58年から始まり、不登校及び不登校傾向にある小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒を対象にしたキャンプになります。毎年夏休みに開催しており、

今年度は8月24日から26日までの2泊3日、一宮少年自然の家にて実施いたしました。年度により参加人数は若干違いがありますが、今年度の参加児童生徒は12名、昨年度は24名の児童が参加いたしました。今後も参加に向けてのきっかけになるように事前の周知に力を入れていきたいと思っております。

また、毎年、大学生アシスタントを募っております。大学生のアシスタントは貴重な協力者であり、寝食を共にした2泊3日のふれあい活動には欠かすことのできない存在となっております。将来は教員志望や子供に関わる仕事を志望している学生を募り、児童生徒に寄り添い、若者らしいコミュニケーション能力を発揮しております。

子供たちはふだん家でゲームに熱中していたり、人との関わりが苦手だったりという子供が多いですが、この3日間は規則的で健康的な生活を過ごし、レクリエーションやスイカ割り、野外炊さんなどの場面では、満面の笑顔で楽しむ姿を見ることができました。参加した児童生徒にとってアシスタントの大学生や班の仲間との交流は、改めて自分を見つめ直すよい機会になっていると思っております。

また、キャンプ終了後の9月には、事後の活動として振り返りの会を実施しております。キャンプへ参加した児童生徒からは、「初めは緊張していたが、時間がたつにつれ緊張感がなくなった」「去年は口数が少なくほとんど話すことはできなかったけど、今年はたくさんの人と関わり話すことができたのでよかった」「3日間の体験を生かし、辛いときも何とか乗り越えて頑張ろうと思う」などの感想が寄せられています。

また、このキャンプに参加した児童生徒が、登校するきっかけになったり、継続して関係機関に関わったり通所したりするなど、前向きな方向に動き出しているといった様子も学校から報告されており、価値のある事業であると感じております。

不登校児童生徒は増加傾向にあります。今後も学校や他の関係機関と連携しながら、現状から動き出そうとするきっかけや新たな目標づくりの機会のある場として、また、将来の社会的自立を目指し、支援や相談活動を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等を承りたいと思っております。どなたかございませんでしょうか。お願いいたします。

○原野委員

P T A 連合会、原野と申します。よろしくお願いたします。

私どものP T A 連合会では、10月27日に不登校に関する研修会をさせていただきました。保護者の方が対象なのですが、参集で60名ほど、オンラインでは130名ほど参加していただいたように記憶しております。当日はフリースクールの先生をお招きしまして、現状と課題等をお話しさせていただきました。

その中で保護者の方の質問等がありまして、すごく苦しい胸の内を吐露しておりました。



中には、学校の「が」の字を出すだけで自傷行為などをしてしまうお子さんがいるというふうに、ちょっとショッキングだなと思いました。先ほどもお話があったように、小学校低学年の子の不登校が多くなっていると伺っておりまして、特段の理由もなく不登校になってしまうという子も多いというふうに伺いました。

先ほど「夢のふなっこ」のお話もいただいたのですが、フリースクールやオンラインで授業を受ける子の出席扱いについて、校長先生判断で出席とか出席ではないと決まっていると伺いました。そういったところは船橋市で統一する見込みというか、そういうこともあるのかなと思いましたので、ちょっとご質問させていただきました。

○議長（丹羽会長）

お答えいただけますでしょうか。

○指導課長

指導課の茂木と申します。よろしく申し上げます。

基本的には、累計30日を超えた子供たちが不登校児童生徒というふうになるわけですが、その子供たちがフリースクールに通ったり、一人一台端末でつながったりというところで、出席扱いにするのが多いケースだと認識しております。特にフリースクールについては、学校長がフリースクールの内容などを確認して出席と認めることが多くあるというところでありまして。そこについては校長先生の判断なのですが、基本的にはこのような社会状況の中で、出席という扱いにすることが多くなっているような現状でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そのほかのご質問はいかがでしょうか。お願いします。

○小出委員

総合教育センターさんの中から悩みを持つ児童の低年齢化という話がありまして、その辺の内容を確認させていただければと思うのですが、高学年の方が持っていた悩みが低学年に落ちてきているのか、それとも、低学年独自の悩みというのが新たに発生しているのか、その辺の違いというか内容的なものを教えていただければと思います。

○総合教育センター所長

手元に学年ごとの相談内容の数字がないので、正確にはお答えできないのですが、学年によって相談内容が違うということは見受けられません。ただ単に低年齢化していると。

その原因の一つとして私たちが考えているのは、ちょうど入学時期にコロナによる休校が長く続いてしまったということから、幼児期から小学校にうまく気持ちの切り替えができずに、何となく休んでもいいのかな、あるいは、学校生活になじめないなという子が多くなってしまったのではないかとというふうに分析しております。

○小出委員

ありがとうございます。

○議長（丹羽会長）

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

日本の話ですけれども、国内の市長さんで、不登校は親の責任だとかフリースクールは国家の根幹を崩すというような発言があったようです。本当にどういう時代錯誤なのだろうと思って聞いておりましたけれども、やはり船橋市では手厚いことをしていただくような施策を行っていただいているようですので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以前は置き去りにしてしまつたようなことも、丁寧になしでも拾ひ上げて、社会へ羽ばたいてもらおうというような皆さん大人の気持ちだと思ひますので、これからどうぞ皆様よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。

議題（４）「第 56 号青少年だより」について、事務局より、よろしくお願ひいたします。

○青少年課長

事務局でございます。「第 56 号船橋市青少年だより」についてご説明いたします。

お手元に前年度発行の第 55 号をお配りしております。青少年問題協議会委員の所属団体と幹事であります行政の約 10 団体ほどに原稿作成を依頼して、年に 1 回、3 月に発行しております。

仕様としてはタブロイド判 4 ページで作成し、各町会・自治会での回覧をお願いしております。併せて、公民館等の公共施設への配架や市のホームページにも掲載をしております。基本的には前回同様の構成で今年度も作成したいと考えておりますけれども、何かご意見があれば、この機会にお聞かせいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

委員の皆様、何かご意見があればお聞かせいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、56 号のほうを発行していくような形でご準備いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。また、原稿依頼をさせていただきます団体様には後日事務局のほうからご連絡させていただきますので、ご執筆のほうをどうぞよろしくお願ひいたします。

以上で議事のほうは終わりになりますが、最初に申し上げるのを忘れてしまひまして失礼しました。本日の議事録署名人のご指名をさせていただきます。小・中学校長会の地引委員、また、スポーツ推進委員協議会の野口委員にお願ひしたいと思ひますので、どうぞ議事録署名のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは、報告事項のほうに移ってまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

## ○社会教育課長

社会教育課です。報告事項1番目の「令和6年船橋市成人式について」をご報告いたします。資料は「令和6年船橋市成人式開催要項」になりますので、そちらをご覧ください。

まず初めに、毎年成人式の開催に当たりましては、警察の皆様には交通渋滞対策や当日の会場警備などのアドバイスやご協力をいただいております。ありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。

令和6年の成人式は、1月8日「成人の日」に船橋アリーナにて第1部、第2部の2部制によりオンラインによる動画配信も併せて開催いたします。開催時間は、第1部が12時から、第2部は15時30分からとなっております。令和5年の成人式と比較すると、第1部は変わらず、第2部は30分遅い開式となっております。令和5年の成人式では第1部と第2部の参加者の入れ替わりの時間帯が大変込み合いましたので、令和6年の成人式では第1部の式典終了時間と第2部の式典開始時間の間隔を広げたものです。その他、地域区分などについては変更ございません。

7番の令和6年の成人式のテーマは「Face to Face～叫べ！二十歳魂～」です。このテーマは、成人式対象者で構成される企画運営委員会にて決定いたしました。新型コロナウイルスによる情勢が好転した今、このテーマには成人式対象者の「私たちの魂を私たちの声で直接伝えたい」という思いが込められています。

また、記念品は名刺入れといたしました。こちらも企画運営委員会にて決定しています。これから大人になるという自覚を持つことができる実用的なものであり、使ったときに成人式を思い出すことができるという理由で名刺入れを記念品とすることになりました。

説明は以上でございます。

## ○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等はございますでしょうか。

昨年も参加させていただきましたけれども、本当に自分たちの成人を祝う会を自分たちで企画して運営するという本当にすばらしい船橋の成人式だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

1つ懸念事項としましては、早川会長には自連協の皆様には周知をお願いしたいのですが、どうしてもアリーナ周辺の交通渋滞が当日起こってしまいますので、年に1回の大切な成人式ということでご理解いただけますようによろしくお伝えいただければと思います。よろしく願いいたします。

皆様の質疑のほうはよろしいですか。ありがとうございます。

その他、ご報告事項等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力によりまして会議を無事進めることができましたことを感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

次回の青少年問題協議会の開催予定でございますが、令和6年2月6日（火）の午前10時から、本日と同じく市役所6階602会議室を予定しております。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

また、本日お車で来られている方につきましては、駐車印を押させていただきますので、この後、受付までお越してください。

事務局からは以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして令和5年度第2回船橋市青少年問題協議会を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。

午前11時07分 閉会